

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 9 号

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号。以下「法」という。）<u>第10条第 1 項（法第34条第 5 項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第29条、第44条第 3 項及び第45条の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請、事業報告書等の提出及び閲覧並びに合併の認証申請等の手續その他法第 2 章の規定の執行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設立の認証申請)</p> <p>第 2 条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号。以下「法」という。）第 2 章の規定の執行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設立の認証申請)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p><u>(社員総会における表決の電磁的方法)</u></p> <p>第 2 条の 2 <u>法第14条の 7 第 3 項に規定する電磁的方法は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記</u></p>

録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録した
ものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによ
り書面を作成することができるものでなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。